

環境省組織規則の一部を改正する省令

○環境省令第四号（令和三年三月三十一日）

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	<p>(広報室及び企画官)</p> <p>第二条 総務課に、<u>広報室及び企画官一人</u>を置く。</p> <p>2 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 広報に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p>
改正前	<p>(広報室)</p> <p>第二条 総務課に、<u>広報室</u>を置く。</p> <p>2 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 広報に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く)。</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新規)</p>

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。